

中期経営計画

平成29年度～平成31年度

平成31年3月27日修正



公益財団法人埼玉県下水道公社
Saitama Sewage Systems Agency

目 次

1	はじめに	1
(1)	背景	1
(2)	経営方針	1
(3)	計画策定の趣旨	1
(4)	計画修正の趣旨	1
2	計画期間	2
3	経営目標	
(1)	環境に配慮した最適管理	2
(2)	資源循環の推進	2
(3)	安心・安全の確保	2
(4)	維持管理の効率化	3
(5)	技術力の研鑽	3
(6)	下水道に対する理解の促進	3
(7)	活力ある職場づくり	3
4	実施方策	
(1)	環境に配慮した最適管理	
①	良好な放流水質の確保	4
②	温室効果ガス排出量の削減	5
③	省エネルギー・創エネルギーの推進	6
(2)	資源循環の推進	
	下水道資源の有効活用	7
(3)	安心・安全の確保	
①	危機への備えの強化	8
②	危機への対応	9
③	保守点検と修繕の適切な実施	10
(4)	維持管理の効率化	
①	効率的維持管理の推進	11
②	効率的な発注の推進	12
(5)	技術力の研鑽	
①	維持管理技術の維持・向上	13
②	維持管理技術の活用	14
③	市町村への技術的支援の推進	15
(6)	下水道に対する理解の促進	
①	多様な普及啓発事業の実施	16
②	効果的な普及啓発活動の展開	17
(7)	活力ある職場づくり	
①	若手職員の育成、技術の継承	18
②	働きやすい職場づくり	19
5	財務計画	
(1)	予測流入水量	20
(2)	収支計画	20

埼玉県下水道公社中期経営計画

1 はじめに

(1) 背景

埼玉県下水道公社（以下「公社」とします。）は埼玉県と流域市町からの出えんにより昭和54年2月に財団法人として設立され、平成24年に公益財団法人へ移行しました。

公社の使命は、埼玉県の業務を代行し、埼玉県が設置する流域下水道の適正な維持管理を行うことで、24時間365日、絶え間なく流域下水道サービスを提供するとともに県及び市町村の下水道施策並びに、下水道の多様な機能を通じて快適な生活環境の確保と資源循環の推進に貢献することです。また、下水処理には電気やガスなどの多くのエネルギーを必要とするため、環境への大きな負荷と多額の費用がかかります。そのため、環境負荷の低減を図るとともに、公社の活動原資は流域市町の維持管理負担金であることを常に意識し、維持管理の効率化を追求していかなければなりません。併せて、下水道の有用性や適正な利用について県民の理解と協力を得るために普及啓発活動をしていくことも重要です。

近年は、東京湾北部地震などの首都直下型地震による高い被災リスク、局地的集中豪雨の頻発、人口減少社会の到来による流入水量の今後の減少見込みなど、下水道を取り巻く状況に大きな変化が生じています。さらに、公社が管理する流域下水道施設の一部が供用開始から45年となるなど老朽化が進んでいる状況があります。公社は、このような状況への対応を求められています。

(2) 経営方針

以上のような社会経済情勢等の変化に対応しながら、引き続き公社の公益的使命を果たすため、平成29年3月28日の理事会で、次のとおり、経営方針を決定しました。

- ① 水環境の保全・創造に努め、県民の快適な生活環境の確保と資源循環の推進、地球環境の保全に貢献します。
- ② 安心・安全で適正な維持管理のもと、貴重な財源の効率的な執行に努めます。
- ③ 明るく活力があり、誇りを持って仕事に臨むことができる職場環境をつくります。

(3) 計画策定の趣旨

この経営方針を計画的かつ着実に実行するため、3年間の経営目標やその達成のための取組を明示し、計画的・効率的な事業推進や経営改善を図るため、第3期中期経営計画を策定いたしました。

(4) 計画修正の趣旨

埼玉県下水道局経営戦略（平成31年1月改定）、埼玉県下水道局経営マネジ

メント目標及びストックマネジメント計画（平成31年1月策定）との整合を図るため、平成31年3月27日の理事会において第3期中期経営計画を修正しました。

2 計画期間

平成29年度から平成31年度までの3年間

3 経営目標

(1) 環境に配慮した最適管理

流入する下水の状況に応じた適切な運転により、良好な放流水質を確保し、水環境の保全に努めます。

また、地球温暖化の抑制のため、温室効果ガス排出量を削減し、地球環境の保全に努めます。

【数値目標】

[良好な放流水質の確保]

全水循環センターの放流水の平均BOD値（年度平均値）		
平成29年度	平成30年度	平成31年度
4 mg/ℓ以下	3 mg/ℓ以下	3 mg/ℓ以下

【数値目標】

[温室効果ガス排出量の削減]

平成31年度における温室効果ガス排出量
平成17年度比29%削減（県下水道局経営マネジメント目標を踏まえた削減）

(2) 資源循環の推進

処理水や下水処理の過程で発生する汚泥の有効活用を県と連携して推進し、循環型社会の形成に貢献します。

(3) 安心・安全の確保

災害や事故等、危機への備えを強化し、災害時には迅速かつ適切な対応を図ります。

また、施設の老朽化が進んでいることから、適切な保守点検及び計画的な修繕

により施設の良好な機能維持を図ります。

(4) 維持管理の効率化

維持管理コストの削減は、流域市町、さらには下水道利用者の利益になることを常に意識し、維持管理の効率化に努めます。

【数値目標】

[維持管理の効率化]

省エネ機器への更新等によるコスト削減		
平成 29 年度～平成 31 年度 合計 3 億 5 千万円以上		
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
8 千万円以上	1 億 3 千万円以上	1 億 4 千万円以上

(5) 技術力の研鑽

長年培った維持管理技術は、公社の強みであり、誇りです。その技術力を研鑽し、公社の強みを伸ばすとともに、市町村等に対する技術的支援にも活用します。

(6) 下水道に対する理解の促進

下水道の役割や重要性、そして下水道の適正な利用について、県民の理解と協力を得るために普及啓発活動に取り組みます。また、県民の理解が進むことによって、職員が重要なインフラに関わる仕事に誇りを持つことができます。

【数値目標】

[下水道に対する理解の促進]

下水道の模範的利用者(*)		
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
7,000 人以上	7,500 人以上	8,000 人以上

* 水循環センター見学者、移動下水道教室参加者など、下水道の適正な利用について理解し、実践いただける方

(7) 活力ある職場づくり

若手職員の育成、技術の継承を行うとともに、職員提案、職員表彰を通じ職場を活性化させるなど、働きやすい職場づくりを目指します。

4 実施方策

(1) 環境に配慮した最適管理

流入してくる下水は、状況により水質や量が変動します。季節によって水温は変化し、大雨で流入量は急激に変化します。水循環センターでは微生物の働きで下水を浄化していますが、生き物であるため、環境によってその働きが変化します。そのため、流入水や微生物の状況を的確に把握し、それに対応する運転管理をしなければなりません。

また、下水処理の過程では、電気や燃料などのエネルギーを大量に消費し、温室効果ガスを排出します。環境配慮のためには、良好な放流水質を確保しつつ、エネルギー消費及び温室効果ガスの排出をできるだけ抑える運転技術が必要です。

これまでに積み重ねた経験と知識、それらから培った様々な技術を組み合わせ、環境に配慮し状況に応じた最適な管理を実施します。

① 良好な放流水質の確保

水環境の保全、また、川の再生のため、適切な運転で良好な放流水質を安定的に確保します。

■ 水処理施設の適切な運転管理

流入水、天候、水温等の状況や施設の特性に応じて反応タンク内の溶存酸素の濃度や微生物の量を適切に制御し、良好な放流水質を安定的に確保します。

■ 水質試験による管理

流入水や水処理の各工程で水質試験を行い、試験データを収集、解析し、処理が最適となるように運転を調整し、放流水質の向上を図ります。

■ 高度処理運転の実施

高度処理運転の実施により、窒素、リンを除去し、東京湾の水質改善に貢献します。

② 温室効果ガス排出量の削減

下水処理過程から発生する汚泥の高温焼却や施設の効率的な運転により、温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。

■ 下水汚泥の高温焼却による一酸化二窒素の削減

汚泥焼却炉内の燃焼温度を通常焼却温度(800℃)から高温(850℃以上)にコントロールすることにより、二酸化炭素(CO₂)の298倍の温室効果がある一酸化二窒素(N₂O)の発生を抑制します。

■ 汚泥焼却施設の自燃運転

汚泥焼却において、汚泥自身を持つエネルギーを利用して汚泥を燃焼させる自燃(じねん)運転に取り組み、都市ガスや灯油などの補助燃料の使用量を減らし、燃料使用による二酸化炭素の発生を抑制します。

■ 水処理施設の効率的な運転

反応タンク内への送風量の適正管理による電力使用量の削減など、水処理施設の効率的な運転により温室効果ガス排出量を削減します。

[自燃(じねん)運転]

汚泥焼却炉において、都市ガスや灯油などの補助燃料の使用を抑制し、汚泥そのもののエネルギーで燃焼させること。

自燃運転のためには、脱水汚泥の含水率や投入量、焼却炉の流動空気量や温度等、適切な管理とこまめな調節が必要であり、下水処理技術の総合力が求められます。

公社は、平成19年度省エネルギー表彰で、資源エネルギー庁長官賞を受賞しています。

③ 省エネルギー・創エネルギーの推進

水処理施設や汚泥処理施設の効率的な運転や効果的な設備の修繕などを通じ、使用エネルギーを削減するとともに、下水汚泥からバイオガスを生成することによりエネルギーを創出します。

■ 水処理施設の効率的な運転

反応タンク内への送風量の適正管理による電力使用量の削減など、水処理施設の効率的な運転により省エネルギーに努めます。

■ 汚泥焼却施設の自燃運転

汚泥焼却において、汚泥自身が持つエネルギーを利用して汚泥を燃焼させる自燃（じねん）運転に取り組み、都市ガスや灯油などの補助燃料の使用量を減らします。

■ 省エネルギー部品の採用

修繕の際、超微細散気装置などの省エネルギー化につながる部品等の採用に取り組みます。

■ 省エネルギー化の県への提案

省エネルギー化につながる施設改善について、維持管理の視点から、県に対し技術的に有意な提案を行います。

■ バイオガス生成によるエネルギーの創出

元荒川水循環センター及び中川水循環センターにおいて整備される汚泥消化設備の良好な運転によりバイオガスを発生させ、汚泥消化設備の加温や汚泥焼却炉の補助燃料として利用します。

[バイオガス]

下水汚泥、生ゴミ等の有機性廃棄物を嫌気性微生物の働きでメタン発酵させることにより、発生するガスのこと。バイオガスは、燃焼させて熱源や発電に利用することができます。

(2) 資源循環の推進

○ 下水道資源の有効活用

処理水や下水処理の過程で発生する汚泥の有効活用を県と連携して推進するなど、循環型社会の形成に貢献します。

■ 再生水の安定供給

さいたま市下水処理センターの処理水をさいたま新都心浄化プラントから、さいたま新都心地区のトイレ用水等として安定的に供給します。

■ 処理水による河川水質改善

新河岸川上流水循環センターの処理水を不老川に還流して河川水質の改善を図ります。他の河川においても放流水を河川の水質改善に活用します。

■ 水循環センター内での処理水の有効利用

水循環センター内で、設備洗浄水、池やビオトープ等の修景用水などに処理水を有効利用します。

■ 下水汚泥の有効利用

新河岸川水循環センターでの下水汚泥固形燃料化など、資源・エネルギー循環の形成に向けて県との連携を図ります。

■ バイオガスの安定供給

元荒川水循環センター及び中川水循環センターにおいて整備される汚泥消化設備の良好な運転によりバイオガスを発生させ、県と連携を図り発電事業者への安定供給を行います。

(3) 安心・安全の確保

東京湾北部地震などの首都直下型地震が今後30年間で70%以上の確率で起こるとされています。さらに近年では、ゲリラ豪雨が頻発しています。下水道は日常生活に不可欠で停止することができない重要なインフラであることから、公社は県とともに危機への備えを強化し、危機が発生した際には迅速かつ適切に対応します。

また、施設の老朽化が進行していますが、保守点検や修繕を適切に実施し、施設の機能を常に良好に維持します。

① 危機への備えの強化

地震、大雨などの自然災害、施設の突発的な故障、流入水の水質異常等の事故に適切、かつ、迅速に対応するため、各種計画やマニュアルなどを継続的に改善します。同時に、県や市町村等と連携し計画的に訓練を実施し、危機への備えを強化します。

■ 各種行動計画の継続的改善

震災対策行動計画などの各種行動計画を、継続的に見直し、改善します。

■ 各種マニュアルの改善

有害物質流入時対応マニュアル、異常降雨時マニュアルなどの各種マニュアルを実施状況を踏まえて、随時、見直し改善します。

■ 実践に即した訓練の実施

県、市町村等との合同により、災害等対策訓練など、被害想定に基づく実践に即した訓練を計画的に実施します。また、包括的民間委託事業者が管理している施設において、県、包括的民間委託事業者と合同して災害時支援訓練を実施します。

■ 台風接近時の事前防災行動計画の活用

台風が接近の際には、事前防災行動計画（タイムライン）を活用し、万全な準備を行い、災害に備えます。

② 危機への対応

危機が発生した場合には、適正な体制を配備し、迅速かつ適切に行動します。
また、県と連携して市町村や包括的民間委託事業者への支援も行います。

■ 災害時の適正な体制配備

災害時には、被害の未然防止などを含め、適切な体制を配備し行動します。

■ 業務継続計画（BCP）に基づく対応

大規模な災害、事故等で下水道施設に相当の被害があった場合にも、業務継続計画等に基づき、下水処理機能を維持または早期に回復します。

■ 流入水の事故発生時の対応

流入水の事故発生時においては、有害物質流入時対応マニュアルに基づき、速やかに対応します。

■ 市町村への支援

市町村からの支援要請に基づき、県と公社で連携して支援用資機材の提供などの支援活動を実施します。

■ 包括的民間委託事業者への支援

流域下水道のうち包括的民間委託事業者が管理する施設が被災した際には、県、公社、包括的民間委託事業者間で締結した協定に基づき、支援用資機材の提供、運搬や緊急点検などの支援活動を実施します。

③ 保守点検と修繕の適切な実施

荒川水循環センターが供用開始から45年となるのを始め、各水循環センターの施設の老朽化が進んでいます。そのため、保守点検を適切に実施するとともに、修繕を計画的に実施し、施設の良い機能維持を図ります。

■ スtockマネジメントの推進

下水道施設台帳システムの運用を通じて、Stockマネジメント計画の円滑な事業執行に寄与します。

■ 点検・修繕10か年計画の実施

Stockマネジメント計画と整合性を図った公社の点検・修繕10か年計画に基づき、効率的な修繕を実施するとともに、県と公社が協力して定めた「保守点検実施基準」に基づく保守点検及び日々の管理により設備の状態を正確に把握し、適切なメンテナンスを行います。

また、下水道施設台帳システムに基づいて、各種保全の必要性や優先度を判断することにより、点検・修繕10か年計画を見直します。

■ インハウス検討委員会による発注内容の精査

支社内に設置するインハウス検討委員会において、委託及び修繕の発注予定案件ごとに、対象の施設や機器の範囲と工程の妥当性などの観点から精査し、適正な維持管理を行います。

[Stockマネジメント]

下水道事業におけるStockマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいいます。

[インハウス検討委員会]

業務委託・修繕の内容を精査し適正な維持管理のもとコストの削減を図ることを目的に各支社に設置する委員会。発注予定案件ごとに積算段階等において開催します。

(4) 維持管理の効率化

公社の流域下水道維持管理事業は県からの委託であり、その原資は流域市町からの維持管理負担金です。そのため、公社の努力は流域市町、さらには下水道利用者の利益になることを常に意識し、維持管理の効率化に努めます。

① 効率的維持管理の推進

維持管理におけるすべての項目、費用について効率化の検討・見直しを行い、維持管理費用の削減に取り組みます。

■ 業務運営体制の効率化

組織体制及び業務運営体制を継続的に見直し、より簡素で効率的な組織運営を図ります。平成29年度中に包括的民間委託事業者の管理となる予定の小山川水循環センターに係る定数の見直しも行います。

■ インハウス検討委員会による発注内容の精査

支社内に設置するインハウス検討委員会において、委託及び修繕の発注予定案件ごとに、対象の施設や機器の範囲と工程の妥当性などの観点から精査を行い、ライフサイクルコストの最小化を図ります。

■ 光熱水費の削減

省エネ機器への更新や水処理施設、汚泥処理施設の効率的な運転により、電気、燃料などの使用量の節減に取り組みます。

電気については、年間での使用量のピーク（最大値）を抑える運転を行うことにより、基本料金の削減を図ります。また、電気及び都市ガスについては、使用量に応じた最適な料金プランの選択により費用の削減を図ります。

■ 創意工夫によるコスト削減

職員の現場に根差した創意工夫による業務改善を行い、費用の削減を図ります。

■ 処理単価の把握と活用

1立方メートル当たりの処理単価（流域下水道維持管理事業費を年間流入水量で除した額）を把握し、増減や構成比の推移などを分析して、課題や改善点の把握など経営の参考とします。

② 効率的な発注の推進

公社と県で工事の情報共有を図ることにより、発注時期の適正化を図るほか、共同購入などによる効率的な発注を推進します。

■ 県との情報共有による発注時期の適正化

県の改築工事と公社の修繕工事について、計画段階で情報の共有化を図り、改築工事や修繕工事の発注時期を適正化します。このことにより、稼働中の施設を停止する期間を短くし、工事が水処理や放流水質、汚泥処理に与える影響を最小化します。

■ 共同購入による削減

燃料、薬品、消耗品などの契約、調達については、スケールメリットを生かした共同購入により、費用の削減を図ります。

■ 調査研究の成果を生かした効率的な発注

「活性炭の効率的な交換に関する研究」の成果を生かした活性炭の交換時期の延伸など、調査研究事業で得られた成果を生かした効率的な発注を行います。

■ 県内企業の参入機会拡大

県内企業振興に関する県の方針を参考に、県内企業の参入機会拡大を図ります。

(5) 技術力の研鑽

公社設立以来、流域下水道の維持管理を担う中で、経験と知識を積み重ね、様々な技術を培ってきました。これは公社の大きな財産及び資源であり、誇りです。将来に向けてその技術の維持・向上を図るとともに、その活用を図ります。

① 維持管理技術の維持・向上

日々の維持管理や調査研究を通じて、維持管理技術の維持・向上を図ります。また、外部機関との共同研究を拡充します。

■ 維持管理を通じた技術の維持・向上

日々の維持管理を通じて、常に改善向上に取り組み、新たな知見を蓄積していきます。また、各支社内での研修会などを通じて、組織全体で技術の維持・向上に努めます。

■ スキルマップの運用

公社職員技術力評価・管理制度（スキルマップ）を運用し、職員一人ひとりの技術力の向上を図ります。

■ 調査研究の拡充

調査研究を積極的に実施していくことに加えて、大学、環境科学国際センター等の研究機関や民間企業などと連携し、共同研究を拡充します。

■ 調査研究のデータベース化

公社が今まで実施してきた調査研究をデータベース化し、公社の財産として活用していきます。

■ 調査研究等の発表会の開催

維持管理における調査研究や現場での工夫改善事例等について発表会を開催し、職員の研鑽意識の向上と成果の公社内展開に取り組むとともに、公社外部に対しても積極的に発信を行います。

[公社職員技術力評価・管理制度（スキルマップ）]

支社ごとに作成する、各業務における技術職員のスキルレベルを一覧にした表。技術職員が保有する現状のスキルレベルを把握し、技術の継承、維持、向上等への利用を目的とします。

② 維持管理技術の活用

公社の維持管理技術を生かして、県や日本下水道事業団等に対し、技術的協力を行います。

■ 県への技術的提案

県が施設の改築更新や新設を進めるに当たり、施設の維持管理に携わることにより得られたデータなどを用い、技術的提案を行います。

■ 県の海外展開への協力

タイ王国等への支援や水・環境ソリューションハブによる国際拠点づくりなど県が実施する海外展開に、技術指導や技術紹介等により協力します。

■ 研修への講師派遣

日本下水道事業団等関係機関が実施する研修などに職員を講師として派遣します。

[水・環境ソリューションハブ]

平成 22 年度に策定された国土交通省成長戦略に基づき、日本の水・環境インフラの技術と政策を海外に積極的に提供していくため、国土交通省が平成 24 年 4 月に発足させたネットワークで、下水道分野で海外展開に先進的に取り組む地方公共団体等が認定されています。

③ 市町村への技術的支援の推進

公社の維持管理技術を生かして、市町村に対する技術的支援を推進します。また、市町村からの下水汚泥の受入れによる市町村の下水処理の効率化などに協力します。

■ 市町村からの下水汚泥などの受入れ

市町村からの下水汚泥の受入れや、流域市町による農業集落排水施設の公共下水道接続に伴う水循環センターでの処理など、市町村の下水処理の効率化に協力します。

■ 流域市町を対象とした「サポート下水道」の実施

流域下水道全体の水質リスクの低減を図るため、流域関連市町が行う水質管理業務に対して、下水道排出基準への適合性や水質状況の調査など技術的支援を行います。

■ 協議会を通じた技術的支援の実施

「県、市町村、(公財)埼玉県下水道公社による下水道事業推進協議会」を広域連携のプラットフォームとして、市町村の課題を吸い上げ、下記の取組を推進します。

- 1 下水道施設の維持管理業務サポート
- 2 水質管理支援
- 3 災害訓練サポート
- 4 現場体験型技術研修
- 5 普及啓発サポート など

■ 研究発表会への参加の呼び掛け

市町村職員の技術力向上のため、調査研究発表会等については、市町村職員にも参加を呼び掛けて実施します。

(6) 下水道に対する理解の促進

下水処理には、多くのエネルギーを必要とし、環境に大きな負荷がかかるとともに多額の費用を要します。そこで、下水道の役割や重要性、そして下水道の適正な利用について、県民の理解と協力を得るために普及啓発活動に取り組みます。

また、県民の理解が進むことによって、職員が重要なインフラに関わる仕事に誇りを持つことができます。

① 多様な普及啓発事業の実施

様々な世代の県民が参加できる、多様な普及啓発事業を実施します。

■ 施設見学会の開催

下水道施設を実地で見学して理解を深めてもらうために、小中高生や一般県民等を対象に、各水循環センターの施設見学会を開催します。

■ 移動下水道教室の開催

学校等へ公社職員が出向いて、下水処理の説明や微生物観察を行う、移動下水道教室を開催します。

■ 夏休み親子下水道教室の開催

夏休みに、親子で微生物観察や施設見学などを体験してもらう、夏休み親子下水道教室を開催します。

■ 地域イベントの開催

地域の方々を対象に、下水道施設により親しんでもらうために、荒川・下水道フェスタ（荒川水循環センター）、親子ホテル観賞会（古利根川水循環センター）を開催します。

■ 水循環センター写真撮影会の開催

下水道施設の新たな魅力を発見し、下水道への関心をもってもらうため、処理場の説明と合わせ下水道施設を色々な角度から写真撮影を行う水循環センター写真撮影会を開催します。

■ 下水道の日関連行事の開催

下水道への関心を高めてもらうため、9月10日の「下水道の日」の関連行事として県内の小中学生等を対象に作品コンクールを実施します。

② 効果的な普及啓発活動の展開

普及啓発活動の実施にあたっては、下水道サポーター等の協力を得て、効果的に実施します。

■ 下水道サポーターの協力による事業展開

普及啓発活動の実施にあたっては、下水道に興味・関心のある県民等に広く呼び掛けて募集したボランティアである下水道サポーターの協力を得て、幅広い展開を図ります。

■ NPO法人等の民間団体との連携

NPO法人等の民間団体が実施するイベントとタイアップするなど、民間団体との連携による普及啓発に取り組みます。

■ 普及啓発ツールの活用

公社が開発した、下水道の使用方法を分かりやすく説明できる「ツマラン管」や下水を処理する微生物をキャラクター化した、親しみやすい埼玉の流域下水道マスコット「クマムシくんとなかまたち」を活用し、分かりやすく楽しめる普及啓発活動を行います。

■ 水循環センター写真撮影会の作品の活用

写真撮影会参加者から提供された作品を普及啓発活動のPRのため、効果的に活用します。

■ マンホールカードの活用

マンホールを通じて下水道への関心を持ってもらうよう、各水循環センターで配付します。

(7) 活力ある職場づくり

若手職員の育成や技術の継承を行う取組を推進し、活力ある職場づくりを行います。また、一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指します。

① 若手職員の育成、技術の継承

優れた維持管理技術を有する公社のプロパー職員が今後10年間で半数近く退職するため、円滑な世代交代を行う必要があります。そのため、若手職員の育成や技術の継承を行う取組を推進し、活力ある職場づくりを行います。

■ 若手職員育成プログラムの活用

「若手職員育成プログラム」に基づき、5年間で一人前とすることを目指して若手職員の育成を行います。また、技術系職員に限らず、事務系職員も維持管理知識の習得を図ります。

■ 技術力の向上

若手職員が維持管理業務全体の統括管理ができることを目的として、運転に係る実務操作を含めた実習を行います。

■ 資格取得の奨励

職員一人ひとりのスキルアップを図るため、維持管理に必要な資格取得を奨励します。

■ 職場研修・OJTの実施、外部研修の受講の推進

長年現場で培い、施設や流域に精通した職員の知識・技術を継承するため、ベテラン職員や再任用職員による職場研修やOJTを実施します。若手職員に対しては、直属の上司や指導員によるOJTによる指導を行います。

また、日本下水道事業団や県などが行う研修への積極的な受講を推進します。

■ 指導員の育成

研修等を通じてOJTを行う指導員の育成を行います。

[若手職員育成プログラム]

「新規採用から5年程度で一人前とすること」を目的に、5年経過後の目標とするスキルレベルを定めるとともに、達成に向けた1年目から5年間の研修メニューや取得を目指す資格等を明確に示した公社独自の人材育成プログラム。

② 働きやすい職場づくり

職員一人ひとりが生き生きと働ける、活力があり働きやすい職場づくりを進めます。

■ ノー残業デー等の実施

職員一人ひとりが、仕事だけでなく豊かな社会生活を送るために、ノー残業デーやワークライフバランスデーを推進します。

■ 仕事と子育て等の両立支援の実施

仕事と子育て等の両立を支援し、「多様な働き方実践企業」として、生き生きと働ける職場づくりを目指します。

■ 目標による業務運営の実施

目標による業務運営を実施し、職員一人ひとりが目標と取組内容を決め、上司と面談しながら、進捗状況の確認を行います。これにより、自己実現を通じた職員のモチベーションの向上を図ります。

■ 職員提案制度等を通じた意欲の向上

職員提案制度、職員表彰の実施などにより、職員の意欲を高め、働く喜びと誇りを醸成します。

■ 職員の快適な作業環境の形成

各水循環センターで安全衛生委員会を開催し、快適な作業環境の保持に努めます。また、職場研修、安全パトロールを通じて、職員の健康管理、労働災害防止を図ります。

■ コンプライアンスの徹底

コンプライアンス（法令順守）を徹底し、県民から信頼される公社であり続けることを目指します。

■ 清掃活動の実施

地域社会の一員として地域へ貢献するため、各水循環センター及び公社本社の周辺の清掃活動を定期的に実施します。

5 財務計画

(1) 予測流入水量

単位：千m³

		平成28年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
流入水量	対28年度比	648,977	671,149	103.4%	663,695	102.3%	670,682	103.3%

※平成28年度、平成29年度は決算水量。

※平成30年度、平成31年度は利根川右岸除く当初予算水量

(2) 収支計画

単位：百万円

科目	平成28年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	金額	金額	対28年度比	金額	対28年度比	金額	対28年度比
収益							
基本財産運用益	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
特定資産運用益	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
流域下水道維持管理事業収益	17,441	19,234	110.3%	19,784	113.4%	21,378	122.6%
再生水事業収益	98	113	115.3%	108	110.2%	83	84.7%
流域下水道施設等改築等施行事業収益	680	843	124.0%	1,329	195.4%	1,589	233.7%
雑収益	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
当期収益合計	18,224	20,195	110.8%	21,226	116.5%	23,055	126.5%
費用							
事業費	18,151	20,159	111.1%	21,161	116.6%	22,988	126.6%
管理費	73	65	89.0%	67	91.8%	67	91.8%
当期費用合計	18,224	20,224	111.0%	21,228	116.5%	23,055	126.5%
当期一般正味財産増減額	0	-29	—	-2	—	0	—

(注) 金額は、消費税抜き額。

※平成28年度、平成29年度は決算額。

※平成30年度は当初予算額、平成31年度は当初予算見込み額